

第12号議案

令和6年度南魚沼市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度南魚沼市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 (許可)	大和病院事業	市民病院事業
一般病床 (令和6年6月まで)	45床	140床
一般病床 (令和6年7月から)	45床	144床
一般病床 (令和6年11月から)	0床	144床
(2) 年間患者数		
入院	4,900人	47,000人
外来	42,100人	140,000人
(3) 1日平均患者数		
入院	23人	129人
外来	144人	496人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 大和病院 (大和地域包括医療センター) 事業収益	1,178,485 千円
第1項 医業収益	897,372 千円
第2項 介護保険収益	73,089 千円
第3項 医業外収益	208,023 千円
第4項 特別利益	1 千円
第2款 市民病院事業収益	4,697,605 千円
第1項 医業収益	4,143,047 千円
第2項 介護保険収益	80,645 千円
第3項 医業外収益	473,912 千円
第4項 特別利益	1 千円

支出

第1款 大和病院 (大和地域包括医療センター) 事業費用	1,433,240 千円
第1項 医業費用	1,424,791 千円

第2項 医業外費用	6,448 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	2,000 千円
第2款 市民病院事業費用	5,007,551 千円
第1項 医業費用	4,911,045 千円
第2項 医業外費用	76,456 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 209,426 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 大和病院（大和地域包括医療センター）事業資本的収入	91,324 千円
第1項 企業債	20,000 千円
第2項 繰入金	71,322 千円
第3項 県補助金	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円
第2款 市民病院事業資本的収入	1,641,475 千円
第1項 企業債	1,350,800 千円
第2項 繰入金	290,674 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 大和病院（大和地域包括医療センター）事業資本的支出	129,958 千円
第1項 建設改良費	50,000 千円
第2項 企業債償還金	79,750 千円
第3項 補助金返還金	208 千円
第2款 市民病院事業資本的支出	1,812,267 千円
第1項 建設改良費	432,593 千円
第2項 企業債償還金	1,379,649 千円
第3項 補助金返還金	25 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項		期 間	限 度 額
1	給食業務委託	令和6～7年度	164,864千円
2	医薬品・診療材料一括調達 (単価契約)	令和6～8年度	一括調達する物品単価(税抜)に消費税及び地方消費税を加算した契約単価に数量を乗じた金額の合算額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	332,500千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の年から据置期間を含み30年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
借 換 債	1,038,300千円			
計	1,370,800千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用 10,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,737,303 千円
(2) 交際費 1,320 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の運営のため一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、558,524 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、981,550 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機器	病院事業管理者が必要と認めた医療機器	1件につき1式

令和6年3月4日提出

南魚沼市長 林 茂 男